

## 維持管理に関する計画書

1. 飛散・流出（第1号）

フレキシブルコンテナ（以下フレコン）に収納された埋立物を完全密閉式埋立地内に積むため、埋立地外に飛散や流出することはない。
2. 悪臭（第2号）

埋立物がセメント固化物であることから悪臭は発生しない。
3. 火災（第3号）

埋立物の種類からガスや火災の発生はないと考えられるが、非常時として消火器、警報装置を備えておく。
4. 衛生害虫等（第4号）

埋立物の種類から衛生害虫等の発生はない。
5. 囲い（第5号）

埋立地の周囲はコンクリート壁であり、人がみだりに立ち入ることはできない。
6. 立札（第6号）

立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしない。また、立札その他の設備が汚損・破損した場合は速やかに補修・復旧するとともに、表示事項に変更が生じた場合は書き換える。
7. 擁壁等（第7号）

埋立地の擁壁部（コンクリート壁）について、定期的に点検を行い、破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
8. シャ水工保護（第8号）

フレコンに収納されたセメント固化物を天井クレーンを使用して、順次積んでいくため、衝撃落下等による破損のおそれはない。  
よって、シャ水工保護は必要ない。
9. シャ水工（第9号）

シャ水工（コンクリート躯体、遮水シート）について、定期的に点検をする。なお、地震等の異常事態の直後には臨時点検を行う。  
シャ水工の損傷が確認された場合、速やかに補修等の必要な措置を行う。
10. 地下水検査（第10号）

埋立物がセメント固化物であることから保有水の発生はなく、地下水検査は不要とする。
11. 地下水等検査項目（第11号）

該当なし。
12. 雨水（第12号）

埋立地は完全密閉式コンクリート構造であり、内部へ雨水は流入しない。  
また、覆蓋部の雨水は埋立地周囲にU字側溝を設置し排水する。
13. 調整池（第13号）

集水枡（集水ピット）について、クラック等を定期的に点検する。なお、地震等の異常事態の直後には臨時点検を行う。また、損壊の恐れが認められる場合には速やかに補修等の必要な措置をとる。

14. 浸出水処理設備（第14号）  
埋立地の種類から保有水は発生しないため、浸出水処理設備は不要とする。
15. 開渠（第15号）  
集水枿（集水ピット）やU字側溝から土砂等を除去し、常に良好な状態にしておく。
16. 発生ガス（第16号）  
埋立物の種類からガスの発生はない。
17. 開口部の閉鎖（第17号）  
埋立地上部はコンクリートで覆蓋されている。
18. 閉鎖した処分場（第18号）  
閉鎖した処分場について、コンクリート躯体が損壊した場合、速やかに補修等の必要な措置を行う。
19. 記録（第19号）  
埋立物の種類、量及び地下水の水質検査結果等を記録し、処分場を廃止するまで保存する。